

「日・EU協力のための行動計画」(概要)

平成16年6月
外務省

1. 位置づけ

「日・EU協力のための行動計画」は、2001年からの「日欧協力の10年」の開始にあわせ、今後の日・EU協力の具体的な指針として、同年12月にブリュッセルで開催された第10回日・EU定期首脳協議において、小泉総理、ヴェルホフスタット・ベルギー首相（EU議長国（当時））、プロディ欧州委員会委員長によって採択された。同行動計画は、1991年に採択された日・EC共同宣言の理念を基礎に行動指向的な関係構築を目的としている。

「日欧協力の10年」

2000年1月に河野外相（当時）がパリで行った演説において日欧関係を一層強化すべく、2001年からの10年を「日欧協力の10年」とすることを提唱。同年7月に行われた第9回日・EU定期首脳協議において本行動計画の策定が合意された。

2. 内容

共通の未来の構築（総論部分）（10年間の指針）

- ・日本とEUは、近年の日欧双方における変化を踏まえ、「日欧協力の10年」の下、日・EU関係に新たな推進力を与え、共通の未来を築いていく決意を表明。
- ・日本とEUは、世界のGDPの相当部分を占めるグローバル・パートナーとして、また、開発援助の世界最大の供与国として、その特別な責任を認識し、平和と安定の促進を行うとともに、持続可能な開発を促進し、貧困を削減する努力を強化することを確認。また、多角的な貿易システムを支持し、安定的なマクロ経済環境を確保する努力を継続。
- ・このような認識に基づき、日・EUは、具体的な共同イニシアティブを通じて、地球規模の問題解決を目指すことを表明。
- ・こうした目的達成のため、「人と人の交流の促進」を重視。

各論部分（必要に応じ首脳協議の際に改訂）

4つの「重点目標」の下、21分野で協力（以下は具体的措置の例示）。

重点目標1：平和と安全の促進

- ・国連改革における協力
- ・小型武器管理における協力
- ・朝鮮半島、バルカン地域における協力

重点目標2：経済・貿易関係の強化

- ・相互承認協定（MRA）の実施開始
- ・投資促進のためのシンポジウム等開催
- ・第4世代移動携帯電話及びIPv6導入のための専門家会合
- ・WTOにおける協力（新ラウンド、中国の協定実施、ロシア加盟支援）

重点目標3：地球規模の問題及び社会的課題への挑戦

- ・高齢者と雇用に関するシンポジウム開催
- ・京都議定書の発効に向けた協力
- ・原子力協定締結に向けた協力
- ・交通に関する大臣会合開催
- ・国際犯罪、テロ防止にむけた協力

重点目標4：人的・文化的交流の促進

- ・人的交流促進のためのシンポジウム開催
- ・留学生交流

（了）